資料３別紙

第７回施設整備検討委員会後の修正内容等

No.	素案に対する意見等の内容		回答・修正内容等	
1	目次	施設規模の変更に関する内容は、第７回委員会で審議されたので、第 19 章は削除すべき。	目次	計画ごみ処理量や施設規模の見直しは第５章及び第６章に反映し、第 19 章は削除しました。
2	P12	第２章　ごみ処理の現状及び課題　2.6　中間処理及び最終処分について 既存最終場の残余容量を提示して、既存施設の運用を含め具体的な整備時期等について方向性を示すべきと思います。	P12	・　本計画は、新ごみ焼却施設の整備に関する計画であり、令和 7 年 6 月頃に確定した上で、事業者選定に係る要求水準書等の検討を開始する必要があること。 ・　「県央ブロックごみ処理体制検討協議会」において、最終処分体制を現在検討しており、8 市町の協議によって方向性が定まる。検討期間の目標はあるが、延伸する可能性もあること。 ・　既存最終処分場は、構成市町及び既存一部事務組合の所掌であること。 これらの状況などから、焼却施設の施設整備基本計画に「既存施設の運用も含め、具体的な整備時期まで方向性を示す」ことは困難と考えております。
3	P22	「工業用水法」の欄で、「△（井水を使用する場合）」としているが、P19 では「緊急時に井水使用を基本」としている。△でよいか。	P23	平時は上水を使用し、緊急時（発災時など）限定としているため△の表記としていましたが、計画に「井水使用を基本」と掲げることから、〇が適切と判断し変更しました。
4	P25	「第５章　計画ごみ処理量」は、第７回委員会で審議されたので見直し（第 19 章関連）。	P26	前述のとおり当初の第 19 章の内容を反映し、第５章を修正しました。

No.	素案に対する意見等の内容		回答・修正内容等	
5	P25	ごみ排出量等は「一般廃棄物処理基本計画」において定めるものなので、現行一廃計画（令和６年３月）は本施設整備基本計画と併せて見直し（一部改訂）をすべき。	P26	現行の一般廃棄物処理基本計画は、構成市町計画との整合についても考慮する必要があるため、構成市町と調整しながら、改訂の時期を検討してまいります。
6	P28～31	「第６章　施設規模」は、第７回委員会で審議されたので見直し（第19章関連）。）	P29～30	前述のとおり当初の第19章の内容を反映し、第６章を修正しました。
7	P28～31	（参考意見）「6.2 炉数の設定」は３ページに及ぶので、考え方と結論など要旨を記載し、詳細は「資料編」とすることも考えられる。	P30	炉数の設定につきましては、要旨のみとし、残りは資料編に移行することとします。
8	P32	「第７章　計画ごみ質」の「表７－1」低位発熱量の欄、「実際に燃焼させる方法（実績値）」の記述の確認（全都清の「計画・設計要領」では「熱量計による実測」）。	P31	住民等にわかりやすいよう「実際に燃焼させる方法（実績値）」と表現していましたが、正確な表現となるよう「熱量計による実測（実際に燃焼させる方法）（実績値）」と修正しました。
9	P32	種類別組成の欄には、「表７－2」にある「厨芥」などを書き込んだほうが良くないか。	P31	表７－2に合わせて修正しました。
10	P32	「7.2 設定」に記載している「プラスチック類を考慮した」とはどのようなことか。	P31	構成市町全域で実施するプラスチック類の分別・資源化を反映したごみ質を想定して設定しています。「プラスチック類を分別収集した場合の既存施設ごとのごみ質を算出します。」に修正しました。
11	P32	（参考意見）既存施設ごとの直近のごみ質分析結果データ（計画ごみ質設定の基本データ） は、資料編などで示さないのか（膨大？）。	P31	ごみ質の設定方法は、資料編に掲載していきます。

No.	素案に対する意見等の内容		回答・修正内容等	
12	P33	「表７－2」の元素組成、種類別組成は、基準ごみのものと考えられるが、付記したほうが良くないか。	P32	注釈「注）元素組成及び種類別組成（乾ベース）は基準ごみの数値」を追加しました。
13	P33～49	（参考意見）「第８章　ごみ処理方式」の方式選考経過は 15 ページに及ぶので、選考方法（図８－1）や結論（P49）を中心に記載し、詳細は「資料編」とすることも考えられる。	P33～49	住民・議会等の関心が高い項目であるため、文量は多いところですが、経過も含め本編に掲載したいと考えております。
14	Ｐ49	第８章　ごみ処理方式 8.4　第三次選考（2）第三次選考の評価②選考したごみ処理方式について （意見） ・最終処分場に関する評価について、下記の一項「●」を追加するべきであると思います。 （理由） ・盛岡市議会および盛岡広域環境組合議会で、「８市町協議会において最終処分体制につき、R6 年度をメドに検討中である。処理方式の選考においては最終処分体制を含めトータルで評価する」との管理者答弁がありました。 ・第三次選考は処理方式選定を目標とし複数方式を選定したので、問題はないが、今後の事業者選定委員会においては考慮するべき重要事項であり、追記するべ	Ｐ49	本計画においては、施設整備検討委員会での検討結果として「３方式を選定したこと」及び「その理由」を記載しているものです。 施設整備検討委員会においても、最終処分場の負荷軽減という趣旨の意見はいただいており、令和７年度以降の事業者選定手続においては、検討協議会における最終処分体制の検討状況も踏まえながら、仕様等の検討を進めてまいります。

No.	素案に対する意見等の内容		回答・修正内容等	
		きと思います。 ・理由の詳細は以下の通りです。 （1）処理方式により最終処分物・量は異なる。たとえばストーカ方式であれば焼却灰、飛灰、不燃残渣だが、シャフト炉式では埋立物は溶融飛灰のみである。 （2）処分物・量の違いにより、 ①新たな処分場を新施設稼働期間中に建設しなければならない場合 ②（どの方式でも建設する必要があるが）処分場の大きさが異なる場合 上記いずれの場合も経済性（処分場の建設費及び維持管理費）だけでなく環境負荷の面で大きな差異が生じるのでは。 （3）したがってこれは「最終処分場の整備費用および環境負荷」として評価すべきであり「副生成物の資源化」に含まれるものではないと思います。 （4）副生成物は、焼却灰、飛灰、溶融飛灰、スラグ、メタル、溶融不適物として第三次選考が行われており、埋立物である不燃残渣の量及び処理費用が含まれていないのでは。 （5）副生成物の評価にあたっては、委託先との関係で		

No.	素案に対する意見等の内容		回答・修正内容等	
		資源化が新施設の稼働期間中保証されていることが不可欠では。かりに保証されていないにもかかわらず、焼却灰全量を資源化できると評価するのは不当と考えますが。 （追加すべき項目案） ●最終的な処理方式は、本計画における選考基準のほか、８市町協議会において検討中の最終処分体制を含め、トータルで評価することで行うべきと思います。		
15	P70	「表 10－1」の工場棟、概算面積欄に「高さ約 45mＬ」とあるが、「高さ」は面積ではないので、記述は（削除も含め）検討すべき。また、単位「mＬ」は「m」。	P67	面積に関係する「(幅約 70m×長さ約 85m)」とし、単位も修正しました。
16	P70	同上、工場棟の「高さ約 45m」の根拠はなにか。	P67	各メーカーから提出のあった建物高さの最大値 45m を表示したもので、P93 のイメージ図の作成に当たり参考とした高さとなります。 なお、実際の建物高さについては、一定の高さより低くするなどダウンドラフト等の影響を抑制する配慮を、今後の入札手続において、求めてまいります。
17	P75	「図 11－3」の灰出し設備の内容は、溶融飛灰など、「図 11－2」と合わせたほうが良くないか。	P72	整合がとれるよう修正しました。同様にＰ79 の表 11-7 も修正しました。
18	P76	「11.2　設備構成」に関して、自動化、省力化に関する記述がない（発注仕様書段階での対応も考えられ	P73	自動化、省力化は、安全面などへの配慮として要求水準・発注仕様において示す予定としておりますが、

No.	素案に対する意見等の内容		回答・修正内容等	
		るが)。		「(11) 電気・計装設備」に「計装設備については、プラントの操作・監視・制御の集中化及び自動化により、プラント運転の信頼性の向上及び省力化を図ることとします。」と追加しました。 なお、更に高度な自動化に関しては、提案を求めるか否か、事業者選定手続の中で検討する予定としています。
19	P76	「表 11－1」のごみピットに放水銃設置としているが、ドレンチャーなどもあるので、表記を「放水銃(･･･)等を設置し」としたほうが良くないか。	P73	「等」を加筆しました。
20	P75～78	「不適物破砕機」の欄で、不適物を破砕して溶融するとしているが、よいか。	P72～75	ガス化炉下部から排出される不適物（不燃物）を想定しておりましたので、「表 11-1 受入・供給設備」及び「表 11-2 燃焼又は燃焼溶融設備」の文中にある「不適物」を全て「不燃物」に修正しました。
21	P79	「表 11－3」で蒸気復水器が記載されているが、通常、ボイラ蒸気は全量タービンで処理し、余剰蒸気はないので、この「(高圧) 蒸気復水器」は不要。ただし、送電線の容量の関係で、TG 能力が制限されるなら別であるが（もったいない)。	P76	設計要領に記載されている図を基本として表 11－3 及び表 11－5 の表記としております。 現実的には、ボイラ蒸気を全量タービンへ送り、最大限発電したうえで施設内消費や売電を想定していますが、東北電力とはノンファーム型の契約となる点、現在、余熱利用施設について住民と協議を進めている状況であり、その結果によっては、全量タービンへ送らず、高温蒸気等を送る可能性もゼロではない点から、こ

No.	素案に対する意見等の内容		回答・修正内容等	
				のような表記にしているものです。
22	P79	「第 14 章」との整合についても要確認	P76	第 14 章の構成を変更し、最大で活用できる余剰電力量を想定した上で、余熱利用方法を検討した考えとしていることから、整合する内容になっていると考えております。
23	P80	「表 11－5」フロー図については、前項（上記）を参照。	P77	（重複回答となります。）設計要領に記載されている図を基本としていることから、表 11－3 及び表 11－5 の表記としております。 現実的には、ボイラ蒸気を全量タービンへ送り、最大限発電したうえで施設内消費や売電を想定していますが、東北電力とはノンファーム型の契約となる点、現在、余熱利用施設について住民と協議を進めている状況であり、その結果によっては、全量タービンへ送らず、高温蒸気等を送る可能性もゼロではない点から、今後の状況によって決まっていくものと考えております。 そのため、現段階ではこの可能性を排除したくないと考え、記載しているものになります。
24	P90	（参考意見）「13.4　煙突高計画」は、7 ページに及ぶので、要約して、詳細は「資料編」とすることも考えられる。	P90	環境影響等を心配する住民・議会等の関心が高い項目であるため、文量は多いところですが、経過も含め、本編に掲載したいと考えております。
25	P92	「②ダウンドラフト現象」について、この現象があ	P88～89	ダウンドラフトが生じないような煙突高が必要であ

No.	素案に対する意見等の内容		回答・修正内容等	
		るからどうするのか、記述の趣旨が不明。		ることを説明するために記載しておりましたが、環境影響評価において、ダウンドラフト時の排ガス濃度について予測評価することから、本計画においては、「ダウンドラフト現象」の説明については削除します。
26	P120	「第 16 章　中継施設計画」は、組合の整備基本計画に含めることは当然であろうが、「検討委員会」の審議、答申事項ではないので、(別途) 何らかの形で明確にしていただきたい。	削除	資料編に掲載することとし、「第 16 章　中継施設計画」は本編から削除します。
27	P123	廃棄物処理施設の事業は、「整備(建設)」と「運営」があるが、「17.1　管理及び運営体制」は、施設整備基本計画事項ではないと考えられる（委員会では検討していない)。整備内容が決まれば、施設を適切に管理運営するための体制、人員は決まるが、現時点で、自動化・省力化に関する要求水準も明確でなく、「図 17－1」が整備内容に適合しているか不明である。例えば、発注方式がＤＢＯであれば契約者の所掌である。図を載せるにしてもあくまで参考程度ではないか。	P110	タイトルを「16.1 管理及び運営体制の想定」とし、参考程度であることが分かる形として、文面を修正した上で、図 16-1 のタイトルを「想定される管理及び運転体制」に修正しました。
28	P126	第 7 回検討委員会で審議されたので、「第 19 章」は削除し、関係する章を修正する。	削除	第 19 章は削除し、関係する章を修正しました。